



愛媛労働局発表
令和元年11月29日

担当

愛媛労働局 労働基準部 賃金室
室長 宮岡 速実
賃金指導官 小玉 知司
電話 089(935)5205 内線 460

愛媛県特定最低賃金の改正について

愛媛労働局（局長 縄田英樹）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 小田 敬美 愛媛大学教授）からの答申を受け、本年12月25日から、5業種の愛媛県特定最低賃金を、別表のとおり改正することを決定しました。

愛媛県特定最低賃金は、愛媛労働局長の諮問に応じて、公労使三者で構成される審議会における審議結果を踏まえて決定されるものであり、本年は、8月6日に改正を諮問したところ、10月25日までに「愛媛県特定最低賃金額を1時間当たり17円～27円引上げる」との答申がありました。これを受けて愛媛労働局長は、答申内容の公示等の所要の経路を経て、11月25日までに官報公示しました。

特定最低賃金の効力発生日は、いずれも本年12月25日です。

なお、愛媛県内で雇用されるアルバイトやパートタイマーなどを含むすべての労働者に適用される愛媛県最低賃金は、本年10月1日から、1時間当たり26円引上げ、時間額790円に改正されています。

愛媛労働局及び管下労働基準監督署においては、改正された愛媛県特定最低賃金の周知を図るとともに、最低賃金法等関係法令の遵守の徹底を図ることとしています。

別表

特定最低賃金決定状況 発効年月日 本年 12 月 25 日

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	894円	921円	27円 (3.02%)
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	902円	927円	25円 (2.77%)
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	870円	892円	22円 (2.53%)
愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業 最低賃金	910円	935円	25円 (2.75%)
愛媛県各種商品小売業最低賃金	789円	806円	17円 (2.15%)

参考

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県最低賃金	764円	790円	26円 (3.40%)

愛媛県最低賃金 発効年月日 本年 10 月 1 日

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金年次別推移表

年次	発効 月日	日額の推移			時間額の推移		
		日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
平成 元年							
2年	12.25	4,400			550		
3年	12.25	4,624	224	5.09	578	28	5.09
4年	12.25	4,848	224	4.84	606	28	4.84
5年	12.25	5,041	193	3.98	631	25	4.13
6年	12.25	5,197	156	3.09	650	19	3.01
7年	12.25	5,353	156	3.00	670	20	3.08
8年	12.25	5,485	132	2.47	686	16	2.39
9年	12.25	5,627	142	2.59	704	18	2.62
10年	12.25	5,729	102	1.81	717	13	1.85
11年	12.25	5,781	52	0.91	723	6	0.84
12年	12.25	5,829	48	0.83	730	7	0.97
13年	12.25	5,869	40	0.69	734	4	0.55
14年	12.25	5,880	11	0.19	735	1	0.14
15年	12.25	(廃止)			736	1	0.14
16年	12.25				737	1	0.14
17年	12.25				740	3	0.41
18年	12.25				744	4	0.54
19年	12.25				754	10	1.34
20年	12.25				763	9	1.19
21年	12.25				766	3	0.39
22年	12.25				775	9	1.17
23年	12.25				780	5	0.65
24年	12.25				784	4	0.51
25年	12.25				796	12	1.53
26年	12.25				810	14	1.76
27年	12.25				826	16	1.98
28年	12.25				847	21	2.54
29年	12.25				869	22	2.60
30年	12.25				894	25	2.88
元年	12.25				921	27	3.02

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金年次別推移表

年次	発効 月日	日額の推移			時間額の推移		
		日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
平成 元年	12.25	4,360			545		
2年	12.25	4,575	215	4.93	572	27	4.95
3年	12.25	4,803	228	4.98	601	29	5.07
4年	12.25	5,029	226	4.71	629	28	4.66
5年	12.25	5,199	170	3.38	650	21	3.34
6年	12.25	5,331	132	2.54	667	17	2.62
7年	12.25	5,470	139	2.61	684	17	2.55
8年	12.25	5,602	132	2.41	701	17	2.49
9年	12.25	5,740	138	2.46	718	17	2.43
10年	12.25	5,849	109	1.90	732	14	1.95
11年	12.25	5,904	55	0.94	738	6	0.82
12年	12.25	5,954	50	0.85	745	7	0.95
13年	12.25	5,994	40	0.67	750	5	0.67
14年	12.25	5,994	0	0.00	752	2	0.27
15年	12.25	6,010	16	0.27	752	0	0.00
16年	12.25	(廃止)			753	1	0.13
17年	12.25				756	3	0.40
18年	12.25				760	4	0.53
19年	12.25				770	10	1.32
20年	12.25				779	9	1.17
21年	12.25				781	2	0.26
22年	12.25				788	7	0.90
23年	12.25				792	4	0.51
24年	12.25				798	6	0.76
25年	12.25				807	9	1.13
26年	12.25				820	13	1.61
27年	12.25				835	15	1.83
28年	12.25				856	21	2.51
29年	12.25				877	21	2.45
30年	12.25				902	25	2.85
元年	12.25				927	25	2.77

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金年次別推移表

年次	発効 月日	日額の推移			時間額の推移		
		日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
平成 元年	12.25	4,041			506		
2年	12.25	4,245	204	5.05	531	25	4.94
3年	12.25	4,477	232	5.47	560	29	5.46
4年	12.25	4,688	211	4.71	587	27	4.82
5年	12.25	4,857	169	3.60	608	21	3.58
6年	12.25	5,002	145	2.99	627	19	3.13
7年	12.25	5,131	129	2.58	643	16	2.55
8年	12.25	5,258	127	2.48	660	17	2.64
9年	12.25	5,395	137	2.61	677	17	2.58
10年	12.25	5,503	108	2.00	690	13	1.92
11年	12.25	5,557	54	0.98	696	6	0.87
12年	12.25	5,608	51	0.92	702	6	0.86
13年	12.25	5,649	41	0.73	707	5	0.71
14年	12.25	5,665	16	0.28	709	2	0.28
15年	12.25	(廃止)			710	1	0.14
16年	12.25				712	2	0.28
17年	12.25				716	4	0.56
18年	12.25				721	5	0.70
19年	12.25				732	11	1.53
20年	12.25				742	10	1.37
21年	12.25				745	3	0.40
22年	12.25				753	8	1.07
23年	12.25				760	7	0.93
24年	12.25				767	7	0.92
25年	12.25				778	11	1.43
26年	12.25				792	14	1.80
27年	12.25				808	16	2.02
28年	12.25				829	21	2.60
29年	12.25				849	20	2.41
30年	12.25				870	21	2.47
元年	12.25				892	22	2.53

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
年次別推移表

年次	発効 月日	日額の推移			時間額の推移		
		日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
平成 元年	12.25	4,360			545		
2年	12.25	4,580	220	5.05	573	28	5.14
3年	12.25	4,824	244	5.33	603	30	5.24
4年	12.25	5,064	240	4.98	633	30	4.98
5年	12.25	5,266	202	3.99	659	26	4.11
6年	12.25	5,424	158	3.00	678	19	2.88
7年	12.25	5,556	132	2.43	696	18	2.65
8年	12.25	5,686	130	2.34	711	15	2.16
9年	12.25	5,824	138	2.43	728	17	2.39
10年	12.25	5,937	113	1.94	743	15	2.06
11年	12.25	5,991	54	0.91	749	6	0.81
12年	12.25	6,040	49	0.82	755	6	0.80
13年	12.25	6,081	41	0.68	761	6	0.79
14年	12.25	6,096	15	0.25	762	1	0.13
15年	12.25	(廃止)			763	1	0.13
16年	12.25				764	1	0.13
17年	-				-	-	-
18年	-				-	-	-
19年	12.25				775	11	1.44
20年	12.25				786	11	1.42
21年	12.25				790	4	0.51
22年	12.25				800	10	1.27
23年	12.25				804	4	0.50
24年	12.25				809	5	0.62
25年	12.25				818	9	1.11
26年	12.25				830	12	1.47
27年	12.25				846	16	1.93
28年	12.25				867	21	2.48
29年	12.25				886	19	2.19
30年	12.25				910	24	2.71
元年	12.25				935	25	2.75

愛媛県各種商品小売業最低賃金年次別推移表

年次	発効 月日	日額の推移			時間額の推移		
		日額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
平成 元年							
2年	12.25	4,000			500		
3年	12.25	4,220	220	5.50	528	28	5.60
4年	12.25	4,430	210	4.98	554	26	4.92
5年	12.25	4,600	170	3.84	575	21	3.79
6年	12.25	4,733	133	2.89	592	17	2.96
7年	12.25	4,856	123	2.60	607	15	2.53
8年	12.25	4,976	120	2.47	622	15	2.47
9年	12.25	5,099	123	2.47	638	16	2.57
10年	12.25	5,200	101	1.98	650	12	1.88
11年	12.25	5,248	48	0.92	656	6	0.92
12年	12.25	5,291	43	0.82	662	6	0.91
13年	12.25	5,326	35	0.66	666	4	0.60
14年	12.25	5,336	10	0.19	667	1	0.15
15年	12.25	(廃止)			667	0	0.00
16年	12.25				668	1	0.15
17年	12.25				670	2	0.30
18年	12.25				673	3	0.45
19年	12.25				681	8	1.19
20年	12.25				688	7	1.03
21年	12.25				690	2	0.29
22年	12.25				696	6	0.87
23年	12.25				699	3	0.43
24年	12.25				705	6	0.86
25年	12.25				714	9	1.28
26年	12.25				725	11	1.54
27年	12.25				739	14	1.93
28年	12.25				758	19	2.57
29年	12.25				772	14	1.93
30年	12.25				789	17	2.20
元年	12.25				806	17	2.15

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

この表を職場に掲示してください。

地域別最低賃金			
件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和元年 10月1日	円 790	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されません。)

特定最低賃金			
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和元年 12月25日	円 921	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和元年 12月25日	円 927	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和元年 12月25日	円 892	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和元年 12月25日	円 935	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和元年 12月25日	円 806	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 089-935-5205
 松山労働基準監督署 089-917-5250 新居浜労働基準監督署 0897-37-0151
 今治労働基準監督署 0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について

事業場内の最低賃金を 30 円以上上げ、生産性の向上のための設備投資などを行った場合に、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。(千円未満切り捨て)

2019 年度交付申請手続きの締切は令和 2 年 1 月 31 日(金)です。



コース	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円コース (800円未満)	4/5 生産性要件を満たした 場合は 9/10()	1~3人	50万円	事業場内最低賃金が800円未満 の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
30円コース	3/4 生産性要件を満たした 場合は 4/5()	1~3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	

() ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ホームページのご案内 詳しくは厚生労働省 HP をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

申請様式などは「各種様式」(Word)をダウンロードして活用ください。

お問い合わせ

松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口はこちら

【愛媛働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町二丁目5-7

電 話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail : hataraki1@csc-ehime.jp

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革関連法により労働法制は大きく変わりました！

時間外労働の上限規制について知りたい

同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい

賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい

年次有給休暇の使用者時季指定について知りたい

助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽に
ご相談ください。